

No	対象事業	質問箇所	質問	回答	回答日
1	共通	仕様書 7	初年度の対象施設のうちのいくつかの施設において、機器納期などの影響から年度内に機器更新が完了できない可能性が考えられますが、その場合の取り扱いはどうなりますか。	仕様書の「(別表) 予想されるリスクと責任分担」に基づき、やむを得ないと判断される事情がある場合は、両者協議のうえ期限を翌年度以降に延期するなどの対応を検討することとなります。	2026/07/10
2	共通	提案説明書 7 (4)	企画提案書は「正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず」とありますが、市内事業者の積極的な活用という観点から、応募者ではない市内事業者名の記載や関心表明書の添付は可能でしょうか。	本項目は提案を客観的かつ公平に評価するための規定であり、応募者（構成員含む）以外の市内事業者名であっても、特定・類推できる可能性のある方法以外でご提案ください。	2026/07/14
3	共通	仕様書 5 (12)~(14)	対象施設において、貴市でのアスベスト含有の調査は行われているでしょうか。 調査済であれば情報開示をお願いします。	札幌市市有施設アスベスト情報は、参加資格審査後に(様式 8)としてお渡しいたします。	2026/07/14
4	共通	仕様書 4 (3) ア	下面ルーバ付き既設蛍光灯は、パソコンモニターなどへの映り込みも現状考えにくいことから、更新にあたって一般型(ライトバータイプ、ルーバ無し)としてもよろしいでしょうか。	要求水準（照度や機能等）を同等以上満たすものであり、かつ施設運営（モニターへの映り込み等）に支障がないと確認できる場合は、一般型への更新も可能とします。 最終的な仕様は、現地調査を踏まえた本市との協議により決定します。	2026/07/14
5	共通	仕様書 3 (8) サ	既存の照明設備の中で、調光機能(有線・無線等)を有する施設について、配線図及び運用状況(連続・段調光等)は、配布される「(様式 7)事業費算出表」および「(様式 8)事業効果算出表」の中に含まれていますでしょうか。	参加資格審査後にお渡しする(様式 8)上では、調光機能を有する照明は含まれない想定です。	2026/07/14
6	共通	(様式 7)、(様式 8)	配布される「(様式 7)事業費算出表」および「(様式 8)事業効果算出表」の中に、間引き照明は含まれているでしょうか。間引き照明があった場合は更新対象になるのかご教示ください。	間引き照明も含まれている可能性はありますが、参加資格審査後にお渡しする(様式 8)上は判断できないため、間引き照明ではない想定で積算してください。	2026/07/14
7	共通	仕様書 5	電動昇降装置があった場合、照明器具に併設する昇降装置本体は撤去しますが、制御盤や制御線の配管は残置で良いでしょうか。	電動昇降装置の撤去に伴う制御盤や制御線の配管等については、残置とします。 受託後の現地調査結果により、絶縁処理等の対応を協議します。	2026/07/14
8	共通	(様式 7)、(様式 8)	配布される「(様式 7)事業費算出表」および「(様式 8)事業効果算出表」において、不足等があった場合は、追加で頂けるのでしょうか。	提案書の作成にあたり、参加資格審査後にお渡しする(様式 7)及び(様式 8)を基に事業費を算出していただきます。 受託後の現地調査結果、照明数等に過不足が生じた場合、両者協議のうえ、対応を検討します。	2026/07/14
9	共通	仕様書 5 (17)	作業前の絶縁測定で絶縁不良が発見された際、照明器具を更新しても絶縁不良の状態が改善しない場合は照明設備以外の不具合と断定できるため、原則貴市の負担で改修、という認識でよろしいでしょうか。	その認識で差し支えありません。	2026/07/14
10	共通	(様式 7)、(様式 8)	事業費算出において、足場・高所作業車が必要な箇所と高さが必要ですが、「(様式 7)事業費算出表」および「(様式 8)事業効果算出表」の内容で判断は可能でしょうか。	応募者の方に金抜の設計書をお渡しします。足場が必要な箇所と種類を記載していますので、そちらを基に積算してください。 なお、受託後の現地調査結果により、足場の箇所数と種類が変更となる場合は、協議となります。	2026/07/14
11	共通	仕様書 4 (3) ア	パイプ吊、チェーン吊で設置している照明器具は明るさなどの機能が同等以上になる場合、天井直付型で更新してもよろしいでしょうか。	同等以上の明るさ等の要求水準を満たし、かつ、利用者の動線確保やスポーツ施設における球当たり等の施設運営に支障がない場合に限り、天井直付型での更新は支障ないと考えますが、最終的な設置方法は受託後の現地調査結果により協議となります。	2026/07/14
12	共通	仕様書 5	作業時間は、平日 9 時から 17 時でよろしいでしょうか。	作業可能な日時・時間帯は各施設の運営状況等により異なります。 原則として各施設の運営に支障をきたさない時間帯とし、契約後、各施設管理者と協議のうえ、個別に決定します。	2026/07/14
13	共通	提案説明書 4 (6) イ	監理技術者又は主任技術者について、施工期間が長期に及ぶため、配置者を途中で交代しても良いでしょうか。	工程上監理技術者又は主任技術者の交代が合理的、またはやむを得ない事情がある場合などは、関係法令に基づき対応します。 ただし、同等以上の資格及び経験を有する者への交代かつ、工程上一定の区切りと認められる時点とします。	2026/07/14

No	対象事業	質問箇所	質問	回答	回答日
14	共通	仕様書 7 イ(別表)	予想されるリスクと責任分担のうち、「共通」の「第三者に生じた損害の賠償」は受託者に責があるとなっています。受託者が原因となる「責任を負うべき理由」や「過失に基づく理由」がある場合に限り、第三者賠償を負担するという理解でよろしいでしょうか。また障害賠償の範囲に二次損害(逸失利益などの間接損害)は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	第三者賠償につきましては認識のとおりです。 また、二次損害は原因者負担を想定していますが、事案ごとの原因及び過失割合等を精査のうえ、本市の契約約款及び関係法令に基づき個別具体的に判断・決定します。	2026/07/14
15	共通	仕様書 7 イ(別表)	予想されるリスクと責任分担のうち、「計画・設計段階」および「工事段階」の「不可抗力」については委託者・受託者双方の負担と記載されております。受託者が負担する費用は、受託者が原因によって発生した事象のみ、という認識でよろしいでしょうか。	不可抗力については、受託者に起因する事案のみ負担することを想定していますが、事案ごとの原因及び過失割合等を精査のうえ、本市の契約約款及び関係法令に基づき個別具体的に判断・決定します。	2026/07/14
16	共通	仕様書 7 イ(別表)	予想されるリスクと責任分担のうち、「工事段階」の「施設損傷」における「ESCO 設備に起因する事故・火災による各施設の損傷」及び「ESCO 設備に起因する各施設への障害」は受託者の責となっています。受託者は、施設運営の障害となった施設設備の補修または改修費用を負担し、二次損害(逸失利益などの間接損害)は含まれないという認識でよろしいでしょうか。	二次損害は原因者負担を想定していますが、事案ごとの原因及び過失割合等を精査のうえ、本市の契約約款及び関係法令に基づき個別具体的に判断・決定します。	2026/07/14
17	共通	仕様書 7 イ(別表)	予想されるリスクと責任分担のうち、「工事段階」の「工事遅延・未完工」によって生じた損害賠償の範囲は、二次損害(逸失利益等の間接損害)は含まないという認識でよろしいでしょうか。	事案の原因者である場合は、二次損害も負担することを想定していますが、事案ごとの原因及び過失割合等を精査のうえ、本市の契約約款及び関係法令に基づき個別具体的に判断・決定します。	2026/07/14
18	共通	仕様書 6 (1)	「ア 令和8年度から令和9年度対象施設」および「イ 令和 10 年度から令和 11年度対象施設」の明細をご教示いただけますでしょうか。(配布される「(様式 7)事業費算出表」および「(様式 8)事業効果算出表」にて判断できますでしょうか)	「(別紙) 対象施設一覧」をご確認ください。 なお、参加資格審査後にお渡しする(様式 7)、(様式 8)からも判断可能です。	2026/07/14
19	共通	仕様書 3 (7) ウ	舞台照明及び関連する特殊照明器具等については、現地確認後、対象外とする場合があるとは、現状は対象になっている、という認識でしょうか。(通常、舞台照明関連設備は電気代削減による投資回収は不可能な設備です)	現在は舞台照明及び関連する特殊照明器具等が対象となっていない条件で積算しています。 ただし、受託後の現地調査結果により、該当する照明が判明した場合、投資回収の可否を踏まえて最終的な扱いを協議します。	2026/07/14
20	共通	仕様書 5 (2)	「委託者が指定する進捗管理ファイル(共有)のデータベース等の更新をマニュアルに則り実施すること。このデータベースを使用して削減効果の計算を行うこと。」とありますが、どのようなものでしょうか。	本市が作成したデータベースファイル（スプレッドシート）を指します。 契約後、ウェブ上で共有し、こちらのマニュアルに基づいて受託者において、各施設での現地調査結果・LED化実績（更新規格、本数等）を順次入力していただき、削減効果の算定及び事業全体の進捗管理等を行います。	2026/07/14
21	共通	提案説明書 2 (2)	年度ごとの事業費の上限はありますでしょうか。	3ブロック合計の事業費の上限は以下のとおりです。 R8年度：2億7千万円 R9～R11年度合計：34億円	2026/07/14
22	共通	提案説明書 2 (2)	年度ごとの対象施設は決まっていますでしょうか。	「(別紙) 対象施設一覧」をご確認ください。	2026/07/14
23	共通	提案説明書 5 (11)	企画提案書に枚数制限はありますでしょうか。	ございません。 ただし、ヒアリング審査のプレゼンテーションは15分を予定していますので、説明時間を考慮した枚数としてください。	2026/07/14
24	共通	その他	各施設の図面・取付器具の数量をお知らせ下さい。	器具の数量は、参加資格審査後にお渡しする(様式 7)、(様式 8)にてお知らせします。 必要な図面は、契約後に提供します。	2026/07/14
25	共通	仕様書 5	各施設の作業が可能な時間をお知らせ下さい。	No12の回答をご参照ください。	2026/07/14
26	共通	仕様書 5	作業ができない時間をお知らせ下さい。	No12の回答をご参照ください。	2026/07/14
27	共通	その他	一人工当たりの金額。	電工単価は令和8年3月単価を採用しています。	2026/07/14
28	共通	仕様書 7	資材・労務費がアップした場合対応していただけるか。	契約後の賃金水準又は物価水準の著しい変動に伴う請負代金額の変更等については、要件を満たす場合、札幌市建設工事請負契約約款第26条の規定を準用し協議の対象となります。	2026/07/14

No	対象事業	質問箇所	質問	回答	回答日
29	共通	別紙 仕様書 7	公園トイレの冬期閉鎖期間はございますでしょうか。またその際の期間に施工は可能でしょうか。施工が不可の場合は、特に初年度対応施設については、施工時期変更等の協議は可能でしょうか。	公園トイレの一部には冬期閉鎖期間があり、原則として当該期間中の作業は困難です。閉鎖期間等の詳細なスケジュールは契約後に提供します。 なお、初年度対応施設は冬期閉鎖していない施設を選定しておりますが、施工時期変更等に関する協議には対応します。	2026/07/14
30	共通	(様式 6)	事前提出資料の中小企業割合について、提案書提出までに変更があった場合、再提出は可能でしょうか。また可能な場合、いつまでに提出期限はいつまでとなりますでしょうか。	提案書提出期限までであれば、再提出を認めます。 再提出の方法等については、個別に申し出てください。	2026/07/14
31	共通	仕様書 3 (7)	基本は器具ごとの交換となりますが、器具交換・ランプ交換のわかる資料をいただくことは可能でしょうか。 また器具交換の場合、直付け、埋込かわかる資料をいただくことは可能でしょうか。	本事業は照明器具一体での更新としています。 また、器具ごとの詳細な資料はございませんので、受託後の現地調査で確認となります。	2026/07/14
32	共通	その他	天井高（器具取付高さ）がわかる資料をいただくことは可能でしょうか。	天井高の詳細な資料はございませんので、受託後の現地調査で確認となります。	2026/07/14
33	共通	仕様書 3 (7) サ	「既存器具が調光器を使用している場合は、調光対応を検討する」とありますが、該当箇所のLED照明器具の選定に際して、既存調光器の信号で調光が出来ない場合、調光器も更新を行う必要はありますか。また、更新が必要な場合、無線制御による調光器の選定でも宜しいでしょうか。	受託後の現地調査結果により、調光器であることが判明した場合、協議のうえ、更新する機器を選定します。 なお、調光器として更新する場合、要求される調光機能を担保できるのであれば、無線制御方式の調光器を選定について施設側と協議になります。	2026/07/14
34	共通	仕様書 7 (2) ア	別表「物価変動」※1に賃金水準又は物価水準の著しい変動とありますが、「著しい変動」とは具体的にどの範囲を指すのか、また「一定の条件に基づき」とありますが具体的な条件を教えてください。	札幌市建設工事請負契約款第26条に準じて運用します。 詳しくは市の公式ホームページ「札幌市建設工事請負契約款第26条（スライド条項）の運用について」をご参照ください。	2026/07/14
35	共通	仕様書 4 (1) イ	公共型番に適合していない照明器具を選定する場合は、仕様書を提出することとなっていますが、提出期限はいつになりましたでしょうか。	作業計画書提出前を想定しています。	2026/07/14
36	共通	仕様書 4 (1) キ	交換する照明器具の埋込みが異なる場合はリニューアルプレートで対応することとありますが、調査後に確定するかと存じますが、その費用は提示する予算内で実施するのか、もしくは別途協議かどちらになりますでしょうか。	リニューアルプレートが不要な機器選定を想定していますが、必要な場合は、別途協議の対象とします。	2026/07/14
37	共通	その他	契約案がありましたらご提示いただけますでしょうか。	参加資格審査を満たしていると判断された応募者へ提供します。	2026/07/14
38	共通	その他	積算に必要な図面等資料をご提示いただけますでしょうか。	No24の回答をご参照ください。	2026/07/14
39	共通	仕様書 7	本件につきまして複数年事業であり、昨今の器具・労務費の物価高騰等著しく計画当初と事業費の乖離が出た場合につきましては、各年度毎に金額の見直しを行っていただけるのでしょうか？	No28の回答をご参照ください。	2026/07/14
40	共通	仕様書 7	昨今の材料不足により照明器具の製造が間に合わず納期が著しく遅れる場合、工期の延長の交渉は可能でしょうか。	No1の回答をご参照ください。	2026/07/14
41	共通	仕様書 5 (7)	本作業とは関係の無い不具合が判明した場合に関し施設担当者に報告とありますが、修繕を行わないと点灯確認が出来ない場合等この修繕費用は別途追加でよろしいでしょうか。	本事業と直接関係のない既存設備の不具合等により、本事業の施工や点灯確認等に著しい支障が生じる場合は、協議のうえ、本市の負担において必要な修繕等を実施します。	2026/07/14
42	共通	仕様書 5 (9)、(10)	工事期間中に発生する産廃物や工事に活用する作業用具等に関して、仮置きすることが出来るスペースがある場合は無償提供して頂けますでしょうか。	各施設において、施設運営に支障のない範囲で仮置きスペースを無償で提供できる場合がありますが、施設ごとに状況が異なります。 スペースの確保については、契約後の各施設管理者との調整において個別にご確認ください。	2026/07/14
43	共通	その他	契約保証金は不要でよろしいでしょうか。	札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第25条の規定に基づき、判断します。	2026/07/14
44	共通	その他	代表企業が施工しない場合は建設業の元請けに該当しないということでしょうか。	代表企業が作業役割を担わない場合は、建設業の元請けに該当しません。	2026/07/14

No	対象事業	質問箇所	質問	回答	回答日
45	共通	その他	グループ会社が入札に参加していた場合特に罰則は無いということでしょうか。また、罰則がある場合は内容をお知らせいただけますでしょうか。	入札への参加資格については「提案説明書 3 参加資格等」をご参照ください。 グループ会社が入札に参加していた場合の罰則はございません。	2026/07/14
46	共通	その他	受注者が代表企業（事業者）となり業務全般の取り纏めを行い、各役割りの調査会社・施工者（元請会社）・維持管理会社へ業務を委託し、施工者が技術者を配置する認識でよろしいでしょうか。	複数事業者が共同するグループの場合、代表企業が本市との窓口となり、各構成員が本事業を共同連帯して請け負う形態を想定しています。 なお、建設工事に該当する作業については、直接の履行責任を負う作業役割を担う者が建設業法に基づき、必要な技術者を配置してください。	2026/07/14
47	共通	提案説明書 3 (1)	「提案書類の提出期限日までに、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること」とあるが、グループで参加する場合は、代表者が登録されていけばよいとの理解でよろしいですか？	構成員全員が提案書類の提出期限日までに、令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていることを要件としています。	2026/07/14
48	共通	提案説明書 11 (3)	「…2 事業との機器調達役割を除く構成員との重複は認めない。」とあるが、これは3 事業のうちの1 事業のみを選択して申し込む必要があるのか、3 事業ともに申し込み、審査結果で採択された場合に1 事業を残して辞退するという理解でよろしいでしょうか。	3事業それぞれに応募することは可能ですが、仮にいずれかの事業で契約候補者として選定された場合、当該構成員を含む応募者は、以降行われる事業の審査から自動で除外されます。	2026/07/14
49	共通	提案説明書 12	「採用となった企画提案については、企画内容のいっそうの充実を図るため、協議により内容の1 部を調整する場合がある。」とありますが、ここでの協議は、要綱、仕様書に記載されている項目であっても、入札の方針に沿ったより良い具体的提案であれば協議により採用されると理解してよろしいでしょうか。	提案説明書及び仕様書に記載されている要件を満たしたうえで、よりよい企画提案の場合は協議の対象とします。	2026/07/14
50	共通	仕様書 3 (8) イ	ESCO(ギャランティード・セイビングス方式)手法によるとあるが実質的には指定施設のLED化工事であり入札提案金額による投資回収金額がLED化工事金額を下回ることを前提として投資回収年数で評価するとの理解でよろしいでしょうか。	本事業は、設置年度内で省エネ効果を評価するESCO事業（ギャランティード・セイビングス方式）であり、投資回収年数ほか、仕様書及び評価基準表に示す項目において提案内容を総合的に評価します。	2026/07/14
51	共通	仕様書 3 (8) ウ	「更新方法は器具交換とし、電球型照明以外のランプ交換でのLED 化は原則認めない」とあるが、器具不足での調達困難な状況の中で、全国自治体で広く採用されている、アスベストリスクもなく、市民の税金負担も少なくなるランプ交換を認めない理由は何でしょうか？ 施設に合った製品と工法をプロポーザルと協議によって採用すべきであり、全施設一律に指定することは、合理的な選択を狭めることになります。プロポーザルの中の提案を評価すべきではないでしょうか？	既存器具の経年劣化に伴うソケット不良による火災・落下等の安全上のリスクや、既存器具が耐用年数を超過し、再更新が必要となるケース等が想定されること等を踏まえ、本事業では、照明器具一体での更新を仕様として定めています。	2026/07/14
52	共通	仕様書 4 (1) ア	「使用する照明器具は、一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業の製品であること」とあるが、札幌市は政令指定都市として、政府機関・都道府県とともに、「政府調達に関する適用対象」であり、本調達を日本製造企業の製品に限定し、日本業界独自のルールを要件とすることはWTO上の違反となり、仕様の変更をする必要があると考えますが、如何でしょうか？	本事業におけるLED照明器具について一定程度の品質を確保するため、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）に示す規格に適合する製品の基準として、「一般社団法人日本照明工業会の正会員である国内製造企業」の製品を求めています。 一方で、上記以外の製品であっても、検査証や比較表等により、JIS・JIL規格等に準拠した品質が担保されると客観的に確認できる場合は、同等品としての提案を認めます。	2026/07/14

No	対象事業	質問箇所	質問	回答	回答日
53	共通	仕様書 4 (1) イ	「LED 照明器具は、原則 JI5004:2024nに定める公共施設用照明器具に適合しているものから選定すること」とあるが、現在の照明製品群の中で公共だけのための規格製品など存在せず、建築資材全般の世界で公共施設用照明器具の概念ありません。現在資材不足は深刻で、LED資材についても種類によって入手が困難となってきた状況です。仕様を細かく特定することは特定のメーカーを指定することになり、提案内容を狭めることになり、幅広く多様な提案を受け入れての競争による総合評価の機会が失われる可能性もあると考えます。 器具の選定は、現状の照明環境を向上させることを大前提に、資材確保の可能性を含めて、施設管理者の意向をも踏まえ、現場調査の中で協議により適切な器具を選定していくことを可とすべきと考えますが、如何でしょうか？	仕様書に記載のとおり、同規格に適合していない場合であっても、検査証や比較表等により、同等以上の性能を有することが客観的に確認できる場合は、同等品の選定を認めています。	2026/07/14
54	共通	仕様書 10	保証期間は引き渡してから 1 年間とあるが、より長期の保証を約束した場合には加点対象となりますでしょうか。	評価については、公表している評価基準表に記載された項目及び基準に則り実施します。	2026/07/14
55	共通	仕様書 12	「各年度の作業完了部分について完了検査に合格した部分について契約金額の支払いを請求することができる。なお、受託者は各年度の作業完了前においても、完了確認に合格した出来高部分に相応する契約金額の支払いを複数回(年3回程度)請求するための協議をすることができる」とあるが、地元の施工業者で中小企業の経営や資材支払いの観点からも、協議の上、回数を増やして対応いただくことは可能でしょうか？	同様の懸念から、各年度における出来高部分に対する支払い回数については、目安として年3回程度を想定していますが、回数増については状況に応じて協議します。	2026/07/14
56	共通	評価基準表	評価項目にアスベストへの理解及び対策の実施手法が大きな配点とされているが、仕様書で設定されている器具交換方式の場合には、既存照明が埋め込み型の場合には、天井材の切削や天井裏のアンカーボルトの加工などアスベスト工事対象となる可能性が非常に高く、これを現地調査も建材検査もしないまま、見積もる事は極めて困難です。環境省の大気汚染防止課は「管交換タイプの製品、ランプ交換の場合は、アスベスト工事対象としない」との正式な見解を示しているため、初めから器具交換を仕様として制限することなく、プロポーザルの中での製品選択と工法の提案を元にして総合的に評価すべきと考えるのがいかがでしょうか？	No51に記載のとおり、本事業では照明器具一体での更新としています。アスベスト対策に関する情報については、参加資格審査後にお渡しする(様式 8)を基に事業費等を見積もってください。なお、受託後の現地調査結果により、状況が異なることが判明した場合は協議します。	2026/07/14